

入退院等事務処理要領の改定について

1 改定の経緯

昨年度の地方精神保健福祉審議会において、本県における入院措置をめぐる課題として、保健所の緊急対応の遅れによって、患者の適正処遇に支障を生じる場合もあることが指摘された。これを受け、緊急対応の迅速化を図るために、入退院事務の対応手順の見直しを行うこととなった。

2 主な改定内容

No	現状と課題	改定内容
1	○警察からの通報を受け、電話で事前調査を実施する際の聴取項目や、診察要否についての判断基準が、具体的に定められていない。	○聴取項目については、警察担当者に対する「通報録取書」及び指定医に対する「意見録取書」の様式を改定し、より具体的な内容を盛り込む。 ○診察要否の判断基準は、継続検討課題とする。
2	○対応の基点を、当事者が精神科病院で保護された時点に置いている。本人がまだ警察署で保護されている場合の対応手順について、具体的な規定がない。	○通報対応手順について、本人が警察署等で保護中の場合も含めて記載する。
3	○緊急措置の場合も、保健所職員の立会を例外なく求めているため、診察の実施が遅れ、適切な対応ができない場合がある。	○急を要する場合、行政職員の立会なしで緊急措置診察を実施することを、例外的に認める。 ○立会しなかった場合の代替措置として、病院から受診時の状況報告書の提出を求める。
4	○緊急措置入院後、本措置入院にならずに退院となる事例について、病院管理者あての通知規定がない。	○病院管理者あての通知規定を設ける。

3 主要スケジュール

- 3月 7日 改定要領を各保健所に通知
- 3月 16日 保健所職員を対象に業務研修会を開催
- 3月中 要領改定に伴う留意点について警察、病院等関係機関に通知
- 4月 1日 改定要領適用開始